

# 補助金相殺関税措置の活用に向けた検討状況

令和3年7月1日 産業構造審議会 通商・貿易分科会 特殊貿易措置小委員会

# 我が国における貿易救済措置の活用状況

- 我が国でも近年、AD措置の発動が活発化。中小企業や業界団体による申請事例や、課税期間を延長した事例も存在。
- 一方で、CVD措置については2006年に韓国産DRAMに対して発動した1件のみ。

【我が国のAD/CVD措置発動案件(1995年以降)】

対象産品	対象国	課税期間	申請者		
ポリエステル短繊維	韓国·台湾	2002.7 2012.6	帝人(株)、東レ(株)、(株)クラレ、東 洋紡績(株)、ユニチカファイバー(株)		
DRAM %CVD	韓国	2006.1-2009.4	エルピーダメモリ(株)、 マイクロンジャパン(株)		
	オーストラリア	2008.9 - 2013.8	東ソー日向(株)、東ソー(株)		
電解二酸化マンガン	スペイン・南アフリカ	2008.9 - 2019.3			
	中国	2008.9 - 2024.2			
トルエンジイソシアナート	中国	2015.4 - 2020.4	三井化学株式会社		
水酸化カリウム	韓国・中国	2016.8 - 2021.8	かり電解工業会		
高重合度ポリエチレン テレフタレート	中国	2017.12 - 2022.12	三井化学株式会社、三菱化学株式 会社、日本ユニペット株式会社、越前 ポリマー株式会社		
炭素鋼製突合せ溶接式 継手	韓国・中国	が 2018.3 - 2023.3 発 化	株式会社ベンカン機工、日本ベンド株 式会社、古林工業株式会社		
トリス(クロロプロピル)ホ スフェート	中国	2020.9-2025.9	大八化学工業株式会社		
炭酸カリウム	韓国	2021.6-2026.6	かり電解工業会		

# 自由貿易の推進に向けた取組の方向性

5/24 産業構造審議会 通商・貿易分科会 経済産業省提出資料

「VII. 自由貿易体制の「アップグレード」を支える経済秩序の形成と日本の強みを活かすバリューチェーンの作り込み」

より抜粋、赤囲み追記 (p3~7)

# VII-1. 解決すべき課題と政策対応

● 我が国企業の「強み」を活かしたグローバル・バリューチェーンの更なる高度化を実現するには、現下の諸課題に対応した経済秩序の形成と官民の戦略的連携が必要。

### <解決すべき課題>

# 「自国優先」「保護主義的」な

# 貿易制限措置の常態化のおそれ

- ・ ワクチン等の輸出制限
- ・ 国内産業保護のための関税引上げ
- ・ 環境物品の普及を阻む関税/非関税措置の残存

### 外国政府・企業の市場歪曲的措置等による

### 「公平な競争条件」の毀損

- 過剰生産に繋がる産業補助金、国有企業問題
- ・強制技術移転、外国企業による不当廉売
- 実効性のある気候変動対策の懈怠

### 経済活動のデジタル化に対応した 国際的なルールの未整備

- ・ データ囲い込みを狙う国家への規律強化
- ・ デジタル企業と既存企業との不公平の是正

### <対応策>

### 経済秩序づくり

- (1) WTOマルチでの ルール作り・活用
- (2) EPAでの二国間/地域の ルール作り・活用
- (3) OECD、APEC等のフォーラム での規範づくり

### 官民での戦略的連携

(4) 日本の強みを活かすバリュー チェーンの官民での作り込み

# **WI – 1 ①. WTOの3つの機能に関する課題と改革の方向性**

- WTOは設立から四半世紀が経過し、市場歪曲的な措置やデジタル保護主義の広がりなど、 現状の貿易を取り巻く問題に十分に対応できず。一方的措置・対抗措置の応酬や紛争 解決機能の停止の誘因に。WTO改革が急務。
- WTOに懐疑的であったトランプ政権に代わり、国際協調路線に復帰した米国バイデン政権とも連携。但し、バイデン政権下での通商政策の具体化はこれから。
- オコンジョ新事務局長の下、第12回WTO閣僚会合で改革の道筋を付けられるかが鍵。

本来の機能 目的

> 主な 問題点

WTO改革の

方向性

交渉機能

貿易自由化・貿易ルールの改善

### 交渉機能の停滞

WTO設立以降、新たな協定・改正の締結は、貿易円滑化協定、政府調達協定(改正)、TRIPS協定(改正)で、TRIPS協定(改正)のみ。市場歪曲的措置やデジタル、環境等新たな課題に対応出来ていない。

ルール形成機能の向上

### 紛争解決機能

WTO紛争解決手続による 貿易紛争の司法的解決

### 上級委の機能停止

ルール形成の停滞も背景とした、 上級委による判例を通じた ルール形成を米国が問題視し、上級委 員会の審理が停止。

上級委員会改革を含む 紛争解決機能の改善

### 監視·透明性機能

多国間の監視による 保護主義的措置の抑止

- ・補助金の未通報等、既存のルールを遵守しない国の存在
- ・通常委員会での問題解決が進まない等**WTOの組織の機能不全**

より効果的な監視メカニズムの構築

WTO特別一般理事会での任命を経て、2021年3月1日、オコンジョ新事務局長が就任。



ンゴジ・オコンジョ=イウェアラWTO事務局長

1954年ナイジェリア生まれ(66歳)。経済学者、国際財政や国際開発分野の専門家として、25年にわたり世界銀行に勤務し、ナンバー2ポストである専務理事(2007-11)も務めた。

本国では財務大臣 (2003-06、2011-15) と外務大臣 (2006) の閣僚経験がある。前GAVIワクチンアライアンス理事長 (2016-20)。2021年3月1日よりWTO事務局長 (~2025年8月31日)。

<2021年の米国通商アジェンダ (WTO関連部分抜粋)>

「米国バイデン政権は、WTOを含む国際機関に再びエンゲージし、リーダーとなる。米国は、グローバルな通商体制が直面する課題を解決するため、WTOの実体規律や手続について必要な改革を進めるべく、WTOの新事務局長や同志国と連携していく。」

### 電子商取引交渉

- コロナ禍でデジタル・トランス フォーメーションが一層加速する中で、電子商取引に関する ルール作りの重要性も一層高まっている。
- 電子商取引の自由化、円滑化、信頼性確保等について、WTOで具体的な規律の交渉を行っており、2020年12月、それまでの成果を統合テキストとして取りまとめ、共同議長報告を公表。

### 貿易と保健

- WTOとしても現在及び将来の保健上の危機に備え、貿易システムを強化し、 医療関連物資のサプライチェーン回復を 支援することが必要。
- ・ <u>医療関連物資の輸出規制の抑制や貿易円滑化等について盛り込んだ、「貿易と保健イニシアチブ」</u>を、日本も共同提案国となり、2020年12月よりWTOにて議論中。
- ・ 別途、インド・南アフリカが、知的財産の 保護がワクチン生産拡大の妨げになって いるとして、**関連する知財保護義務の一** 時**停止**を要求。

### 貿易と環境

- 環境への関心の高まりを背景として、3月よりWTOにて、貿易と環境持続可能性についての議論を開始。
- ・ 日本から、気候変動 対策に資する製品の 関税撤廃や規制面で のルール作り等を盛り 込んだ「貿易と気候 変動提案」を提出。

### 対応の方向性

 越境データ流通に関する高い 水準の合意が商業的に有意義 な成果において不可欠であり、 第12回WTO閣僚会合 (MC12)での実質的な進 展を得るべく、共同議長として 交渉を牽引。

### 対応の方向性

MC12までに出来るだけ多くの国の参加を得て合意すべく議論を加速。ワクチンの生産拡大に向けた議論については、知的財産の保護が生産拡大の妨げになっているかどうかを含め、積極的に関与。

### 対応の方向性

日本の提案について 他の関心国と議論。

# VII-1③. 主要論点についての議論の進捗②(市場歪曲的措置への対処と上級委改革)

通貿分科会資料抜粋

### 市場歪曲的措置への対処

- WTOの抱える大きな問題は、市場歪曲的な措置への対応が 不十分である点。
- 新たなルール形成を含め、市場歪曲的な措置の是正のための規律強化について、有志国連携で取り組む必要。
- 産業補助金の規律強化、強制技術移転の防止、市場志向 条件の確保など、「公平な競争条件」の確保について、これま で、日米欧の三極貿易大臣会合でも議論。
  - <日米欧三極貿易大臣会合>(2020年1月14日)
  - ✓ <u>産業補助金</u>につき、既存ルールの強化のため、新たな禁止補助金 の追加、通報制度の改善等に合意
  - ✓ 強制技術移転に関する議論の方向性や、市場志向条件、WTO 改革(途上国地位、通報制度改革)等について協力を確認

### 対応の方向性

- 米国の新政権とも改めて連携し、日米欧三極等で「公平な競争条件」を 確保するためのルール形成にむけた取組を継続。
- 鉄鋼グローバル・フォーラムにおいても、産業補助金の規律強化の議論に 資するべく、鉄鋼分野の過剰生産能力問題の解消に向けた市場歪曲的 措置の情報共有・レビューを実施。
  - ⇒市場経済を正常化し、自国民が経済発展の果実を享受可能に

### 上級委員会改革

- 2019年12月以来、 の上級委員会の機能 停止を打開する必要 あり。改革案を1年か けて議論。
- <u>しかし米国の納得は得</u> <u>られていない。</u>
- 一方で、暫定的に上級委員会を代替する機能として、仲裁手続をEUが提案し、2020年4月に発効。

### 対応の方向性

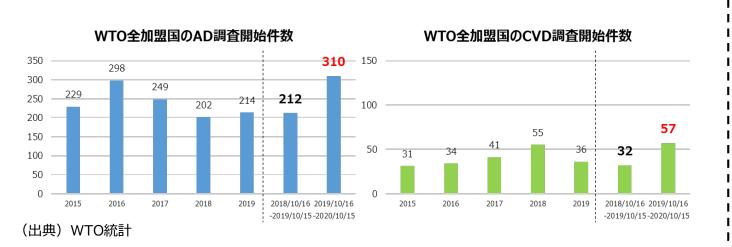
上級委の機能回復と紛争解 決システムの改善を早期に図 るべく、米国を含む加盟国と の議論を加速。

# WI-14. 既存ルールの効果的な活用・執行

● 米国・EUと連携し、WTOで認められた既存ルール(補助金相殺関税(CVD)措置、AD措置等の貿易救済措置)も効果的に活用し、市場歪曲的な措置に対抗。

### <貿易救済措置に関する世界の動向>

- ◇ 米国:バイデン政権は前政権により課された対中関税措置を当面維持するとともに、中国の不公正な貿易慣行に対して貿易救済措置を積極的に活用していく姿勢。過剰供給問題には、同盟国と共に対処が必要との認識。
- ◇ EU:貿易救済措置を引き続き活用するとともに、投資に対する補助金など新しい形の補助金についても相殺関税措置の対象としていくと表明。また、中国がエジプト企業に対して行った越境投資(一帯一路の一環)に対してCVD措置を発動するなど、グローバルサプライチェーンに対応し効果的に措置を活用。
- ◇ 全世界では、世界経済の回復局面において、調査開始件数が前年同期比で大きく増加。(08年世界金融危機 後の回復局面と同様の傾向。)



対象産品	課税期間					
中国産電解二酸化マンガン	2008.9-2024.2					
韓国・中国産 水酸化カリウム	2016.8-2021.8					
中国産高重合度ポロチレンテレフタラート	2017.12-2022.12					
韓国·中国産 炭素鋼製突合せ溶接式継手	2018.3-2023.3					
中国産ドス(クロロプロピル) ホスフェート	2020.9-2025.9					
韓国産炭酸かり	2021.3-(暫定措置)					

# CVD措置の概要と 世界における活用状況

# CVD措置の概要

- 他国政府の補助金を受けた輸入品が輸入国産業に損害を与えている場合、輸入国政府が国内産業を保護するために、当該輸入品に対して補助金を相殺する関税(補助金相殺関税措置 (CVD: Countervailing Duty))を課すことができる。
  - (1) SCM協定上の補助金(SCM協定第1条)
    - 加盟国の政府又は公的機関が資金面で貢献 (financial contribution) or 所得支持・価格支持
    - 補助金によって利益がもたらされていること
    - 特定性(Specificity → 特定の企業・産業に向けられているか?)を有すること
  - (2)補助金の種類と補助金による被害の是正方法

#### 補助金の種類

#### レッド補助金 (禁止補助金)

輸出補助金と国内産品優先使用補助金(ローカル・コンテント補助金)が該当する。

#### イエ□ー補助金(他の加盟国の利益に悪影響を及ぼす補助金)

- 悪影響とは、
  - ① 他国の国内産業に対する損害
  - ② 関税譲許の無効化又は侵害
  - ③ 「著しい害」の存在

#### (3)補助金相殺関税の賦課

- 調査を行い、①補助金の存在、②国内産業の実質的な損害、③両者の因果関係を満たす場合に賦課可能。
- 相殺関税措置の調査に係る規定の多くは、AD協定に規定されているものと同じ。

#### 補助金による被害の是正方法

(1) 紛争解決手続(DS)による解決

DSを通じて補助金の撤回・是正勧告を求める

(2)補助金相殺関税の賦課

調査を行い、相殺関税を課す。

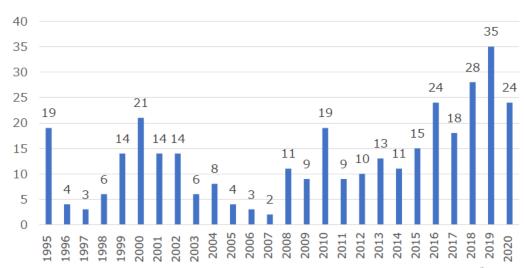
# 世界におけるCVD措置の発動状況

- 全世界で1995年~2020年の間に発動されたCVDの件数は、累計で344件である。発動件数は 米国が173件と多く発動しており、10件以上発動している国は米国に加えEU、カナダ、オーストラ リア、メキシコ、インド、ブラジル、中国の8か国(地域)である。
- CVDについては、鉄鋼・金属製品が5割を占めている。続いて、化学工業製品、プラスチック・ゴム製品、機械・電機製品が続いている。

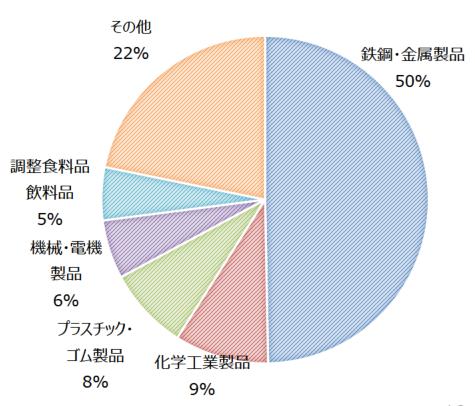
#### 相殺関税措置発動国/被発動国総発動件数上位10ヵ国

発動国				,,,						1 / ///	
CVD件 数	173	45	36	16	11	11	10	10	7	5	5
被発動国	中国	インド	韓国	インド ネシア	米国	トルコ	EU	イタリア	ブラジル	ベトナム	
CVD件 数	129	56	15	13	12	12	12	11	10	9	

#### 世界の相殺関税措置総発動件数の推移(1995~2020年)



#### 全世界の相殺関税措置発動対象産品(1995~2020年)



# (参考) CVD措置の発動事例

● 米国、EUは、中国産鉄鋼に関して政府による市場歪曲的な財政支援が行われているとして、 CVD措置を積極的に活用しており、特に米国では高関税を賦課している事例もある。

#### 米国·EUの中国産鉄鋼に対するCVD措置の発動事例(2014年以降)

#### ●米国

	調査対象貨物	調査開始日	当初措置の 発動日	賦課税率	その他の 調査対象国	ADの 併用	ADの調査対象国
1	無方向性電磁鋼板	2013/9/30	2014/12/3 (2020/2/27延長)	158.88%	韓国、 <u>台湾</u>		<u>韓国、スウェーデン、台湾、ドイツ、日本</u>
2	線材(合金鋼・非合金鋼)	2014/1/31	2015/1/8 (2020/6/26延長)	178.46% - 193.31%	_	0	_
	表面処理鋼板(亜鉛めっき 鋼板)	2015/6/3	2016/7/25		<u>イタリア、インド</u> 、 韓国、台湾	0	<u>イタリア、インド、韓国、台湾</u>
4	冷延鋼板類(合金鋼·非合 金鋼)	2015/7/28	2016/7/14	256.44%	<u>インド</u> 、韓国、 <u>ブ</u> ラジル、ロシア	0	<u>インド、英国、韓国、日本、</u> ブラジル、 <u>ロシア</u>
5	ステンレス鋼 鋼板類	2016/2/12	2017/4/3	75.60%, 190.71%	韓国	0	韓国、台湾、日本
6	鋼板類(合金鋼·非合金 鋼)	2016/4/8	2017/1/26	251%	韓国	O	イタリア、オーストリア、韓国、 台湾、トルコ、ドイツ、日本、 フランス、ブラジル、ベルギー、 南アフリカ
7	鋼塊·半製品(合金鋼·非合 金鋼)	2019/12/19	2021/1/25	16.80% - 336.55%	イタリア、インド、 ドイツ	0	<u>イタリア、インド、ドイツ</u>

#### • EU

調査対象貨物	調査開始日	当初措置の 発動日	賦課税率	その他の 調査対象国	ADの 併用	ADの調査対象国
 表面処理鋼板及び合金鋼鋼板類 (ステンレス鋼を除く)	2012/2/22	2013/3/15 (2019/5/3延長)	13.7% - 44.7%	_	0	_
 熱延鋼板類(合金鋼·非合 金鋼)	2016/5/13	2017/6/9	4.6% - 35.9%	_	_	<u>イラン、ウクライナ</u> 、セルビア、 ブラジル、 <u>ロシア</u>

\*下線はCVD措置発動国

\*\*下線はAD措置発動国

# 【相殺関税の対象の例:ステンレス鋼鋼の板類】

対象産業に対する政策低利 融資

ステンレス鋼板の生産者に対する政府系金融機関を通じた低利融資について、通常の商業融資よりも低利である。

- ・ 政府系金融による輸出信用 輸出企業に対する融資にあたり、 政府の方針に基づき、政府系 金融がその信用力によって融資 することで、通常の商業融資で は確保できない大規模な融資 を可能としている。
- 低価格での土地や電力、資材 の提供

土地や電力、鉄鉱石・石炭・ ニッケル等の資材が、市場価格 よりも低価格で提供されている。

# 我が国におけるCVD措置の 活用に向けた取組

# 国内外の有識者及び産業界へのヒアリングの実施

- 昨今、グローバルサプライチェーンの進展に伴い貿易構造が複雑化する中で、途上国をはじめ産業補助金など市場歪曲的な措置への対抗のためにも、CVDの活用の可能性について検討する必要。
- ◆ 本年2月から有識者へのヒアリングを実施し、課題を整理しているところ。
- CVDの活用に向けて、これらの課題に対し、これまでのヒアリングの中間報告をさせていただき、今後の方向性に向けた御議論をいただきたい。

### くヒアリング概要>

### 1. 通商法の国内学識経験者、実務家

ヒアリング先:梅島 修 教授(高崎経済大学)、藤井 康次郎 弁護士(西村あさひ法律事務所)、

宮岡 邦牛 弁護十 (森・濱田松本法律事務所)

ヒアリング内容:CVD措置をめぐるWTO上級委員会・パネル判決の概観、補助金のモニタリング手法、

CVD措置の活用に向けた実務上の課題

#### 2. 産業界

ヒアリング先:鉄鋼分野及び化学分野の業界団体及び企業

ヒアリング内容:産業界におけるCVD措置をめぐる情勢、貿易救済措置の活用に向けた取組

### 3. 米国、EUにおいてCVD申請の代理人経験のある実務家

ヒアリング先:弁護士 (White & Case LLPワシントンDCオフィス)、

弁護士 (White & Case LLPブラッセルオフィス)

ヒアリング内容:米国・EUにおけるCVD措置の発動事例、CVD申請実務について

# 我が国におけるCVD措置の活用に向けた課題①

### <課題①-1>補助金の情報の入手が困難

● 外国政府による情報公開が不十分なことなどから、補助金の情報を入手し、国内産業への損害を分析することが困難。業界・企業がCVD措置の申請に向けた検討を進めるのが難しい。

### <課題① - 2>CVD措置による課税の効果が見通しにくい

- CVD措置は必ずしも高関税とはならず、課税効果が申請コストに見合わない可能性も。FA (ファクツアベイラブル)の適用可能性など求められる証拠の水準と申請コストとのバランス について、調査当局とも連携し、検討の早い段階で見通しが立つかが課題。
- 関税率と課税効果が見通しにくい中でCVD措置を活用する意義は何か、整理が必要。

### **<ヒアリングにおける意見>**

#### <課題①-1>補助金の情報の入手が困難

- 米国商務省が過去のCVD措置で明らかにしている補助金リストの中で<u>どの補助金が産業に悪影響を与え、監視をする必要がある</u>かを特定することが課題。
- <u>補助金自体は隠れていることも多く</u>、低利融資や利益性の低い事業への投資などの形態で、その条件などはオープンになっていない。
- 特に新興国などは透明性の問題が非常に大きく、WTOへの通報も不十分。

#### <課題①-2> CVD措置による課税の効果が見通しにくい

- 個々の補助金のマージンが小さい場合、結果として関税率が低くなり、CVD措置の効果が申請コストに見合わなくなるおそれもある。
- ADとCVDの同時調査を行った場合、補助金の証拠の収集などでCVD調査期間が長くかかる可能性がある。ADで一定の課税が 見込めるのであれば、申請者としてはまずADの迅速な発動を追求すべきという判断となる。二重救済の回避についても整理が必要。
- 補助金の存在はADを発動する政策的根拠を強調するとともに、CVD調査を通じて調査対象国の情報を得ることができる。

# 我が国におけるCVD措置の活用に向けた課題②

### <課題②>相手国からの報復の懸念

● 産業界がCVD措置を積極的に活用しない背景として、相手国から報復的なAD、CVD措置を講じられるリスクへの懸念。

### <課題③>CVD措置の認知度不足

● 各企業がCVD措置を始めとする貿易救済措置を戦略ツールとして意識できていないというマインド不足の面と、個別の情報収集や手続き面での難しさを感じている点も課題。

### <ヒアリングにおける意見>

#### <課題②>相手国からの報復の懸念

- 日本の製造業は高付加価値製品が中心であり、輸出先の市場で競合が生じていないので、AD措置の対象とならず、また、日本企業はあまり補助金を受け取っておらず、CVD措置の対象にもなりにくいのではないか。
- 相手国が報復を持ち出すケースはあり、調査が始まる前から持ち出される場合もある。通常、<u>報復について持ち出すのは相手国企業がほとんど</u>だが、<u>国レベルでの管理や介入といった報復については、各国との協力が重要</u>。

#### <課題③> CVD措置の認知度不足

- 業界、企業の中で、貿易救済措置を自分事として捉え、戦略ツールとして意識する、というマインドが、日常的に貿易救済措置による対応を迫られる一部の業界・企業を除いて醸成されておらず、通商に関する日本の長年にわたる大きな問題点。
- 貿易救済措置の活用に当たって、まずは自分たちが被っている損害の実態を把握することが重要であるが、各事業として利益が出ているかどうかという視点に加え、その事業が世の中でどのような状況にあるのか、という広い視点も必要であり、情報収集が難しい。
- 損害を被っていることが判明した場合においても、調査開始に至るまでの手続において、行政やローファーム等の手を借りる必要があり、情報収集面での難しさに加え、実際に手続に至る段階での難しさなど、申請者となる業界・企業にとっては、各段階においてクリアしなければいけない課題が数多くある。

# 今後の進め方

### ○7月1日(本日)

「我が国におけるCVD措置の活用に向けた取組」について、課題と方向性について議論

### ○7月中

本日の議論を踏まえ、事務局において方向性について整理

# ○8月中旬まで

素案について委員の皆様に提示

### ○8月下旬

第29回特殊貿易措置小委員会において、小委員会としての提言(とりまとめ案)について議論

### ○9月上旬

最終とりまとめ公表